

歩行者ネットワーク道路の指定

このたびの『安心・安全歩行空間創造プラン』（H25～29）において、バリアフリー法に基づき重点的に整備を行っている特定道路に加え、以下の視点で中心市街地における歩行者ネットワーク道路を指定し、歩道の未整備区間の優先的な整備と重点的な維持管理を行う。

道路通行環境の変化に対応すべく、次期計画（H30～）においてネットワーク道路の見直しを行うとともに、その他の地区での道路指定の必要性も検討する。

- ・交通結節点を基点とし、不特定多数の利用がある徒歩圏内の施設群をゾーニング。

《松江駅ゾーン、松江しんじ湖温泉駅ゾーン、県民会館ゾーン》

- ・観光客が集中する施設群をゾーニング。

《松江城・塩見縄手ゾーン、京店・カラコロ工房ゾーン、松江しんじ湖温泉ゾーン、県立美術館・タ日スポットゾーン》

- ・特に不特定多数の利用がある大型公共施設群をゾーニング。 《メッセ・北公園ゾーン》

- ①ゾーン内部での交通結節点やバス停等と主要な施設を結ぶ路線をネットワーク道路として指定。
- ②ゾーンとゾーンを繋ぐ主要な路線をネットワーク道路として指定。
- ③ネットワーク道路を補完する路線を準ネットワーク道路として指定。
- ④上記以外で、不特定多数の利用がある施設、公園、商店街、飲食店街への動線を準ネットワーク道路として指定。

※大橋川改修事業で再開発が見込まれる地区の道路指定は必要最小限にとどめる。

【バリアフリー法に基づく特定道路】

根拠法令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（バリアフリー法：H18 施行）

指 定：H20

目標年度：H22 年度→H32 年度へ改正

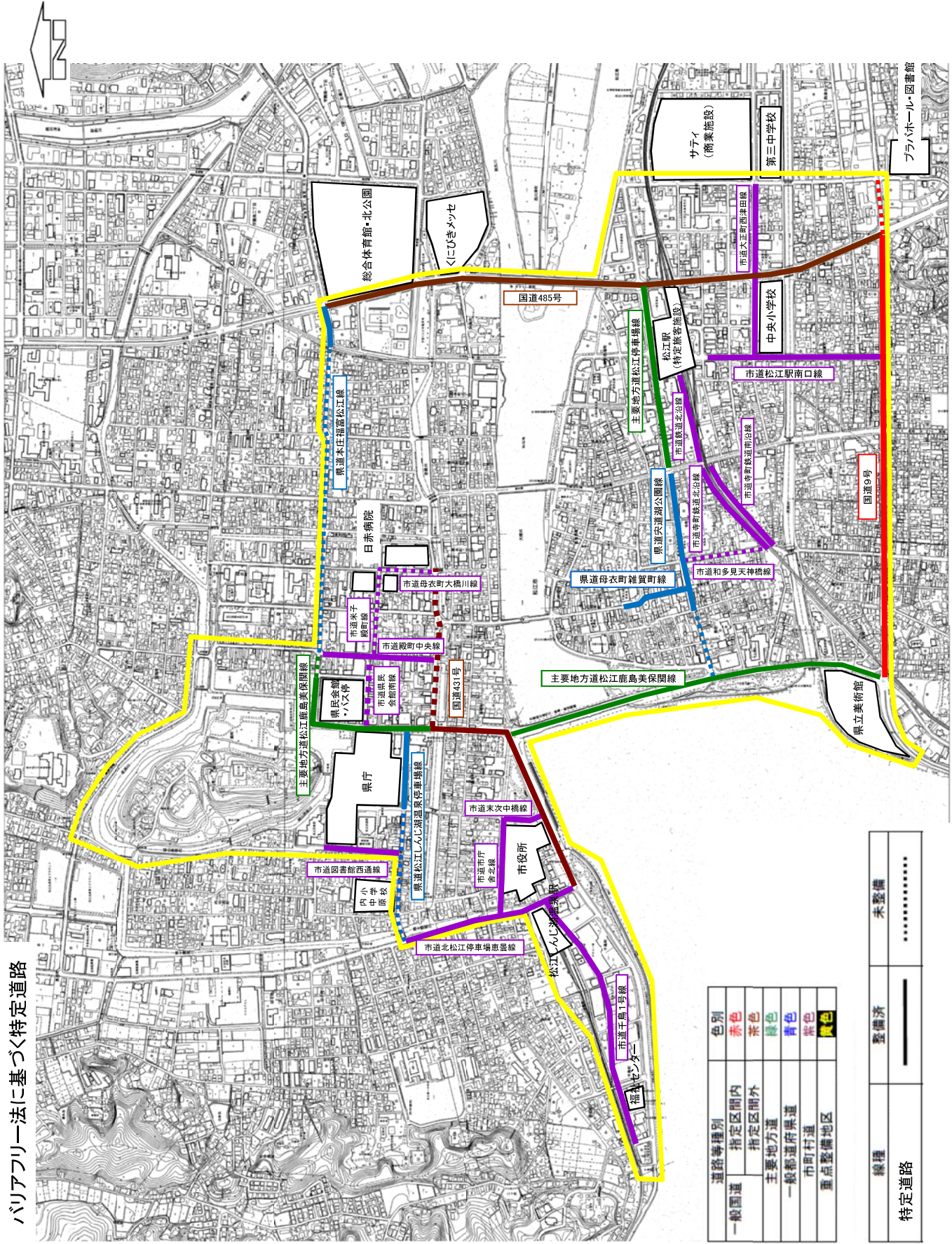
ポイント：①高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することが目的

②公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を一体的に推進

③国交大臣が特定道路を指定

④特定道路は新設・改良時に政令で定める移動等円滑化基準への適合義務

バリアフリー法に基づく特定道路



道路等種別	色別
一般国道	赤色
指定区間内	茶色
指定区間外	緑色
主要地方道	青色
一般都道府県道	紫色
市町村道	黄色
重点整備地区	黄色

線種	整備済	未整備
特定道路	——	